組見本
（B5判縮小）

第10章　会議費

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

商談や打合せで茶菓等を出したとき

Q　商談や打合せでの来訪者に茶菓を出したり、コーヒーの出前を頼んだりしています。また、会議室にはタバコが常備されています。これらの費用は、どのように取り扱えばよいでしょうか。

A　来訪者等に対し、茶菓子等を提供した場合の費用については、会議費として損金処理して問題ありません。

損金か否かが一目でわかるフローチャート。

損金処理判断フロー

会議（来客との商談打合せを含む）に関連して提供された茶菓・弁当等の飲食物である → NO → 交際費
↓ YES
その金額は、通常供与される昼食の程度をこえない飲食物等の接待に要する費用の範囲内である → NO → 交際費
↓ YES
会　議　費

ポイントとなる事項を簡潔に説明。

キーワード

▼茶菓・弁当その他これらに類する飲食物

商談等の来訪者に対して、茶菓・タバコ・コーヒー等や弁当類を提供するた
要する費用は、厳密に解すれば、接待費用として交際費課税の対象となります
しかしながら、会議・商談等の円滑な進行を考慮して、「会議に関連して茶菓
当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」は交際費等

—511—

五一一

判断の基準となる事項をわかりやすく解説。

第10章　会議費

囲から除くことが法令で明確にされています。
また、来訪者との商談・打合せ等は、必ずしも“会議”と
うですが、通達の脚注において、商談・打合せ等も会議に含
ます。

判断のポイント

商談や打合せ等のための来訪者に対する茶菓・食事等の提供
際費等に該当せず、会議費として損金処理できますが、この場
らの費用は、「社内又は通常会議を行う場所において通常供与さ
こえないものでなければなりません。

アドバイス

損金経理時の留意事項などをアドバイス。

会議に伴って提供された茶菓子等は、その単価自体は少額でし
及ぶ場合、あるいは、喫茶店やレストラン等から月単位で請求書が
る場合もあろうかと思われます。このような場合であっても、一回
判断すればよいのですが、後の税務調査等に備えて、少額多量購入
単価と数量を、一括支払の場合は“請求明細書”を作成してもらう
いでしょう。
また、領収書等にはその会議等の内容や参加人数等をメモしておく
に会議費であることの証拠資料となるでしょう。

根拠となる法令等を明示。

〈参考となる法令など〉
措令37条の5第2項2号
措通61の4(1)—21

新日本法規出版株式会社

本社・総轄本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

ECO　この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。
(2021.7) 462-1⑰

どのような場合に、会社の経費を損金と判断できるのか？　そのポイントをズバリ明示!!

わかりやすい

損金処理判断の手引

編集　税務処理研究会

損金か否かが一目でわかるフローチャートを登載！

各項目、各設問には、税務処理の流れを示したフローチャートを登載していますので、会社が支出するさまざまな費用について、損金処理が可能か否かが一目瞭然です。

実務に即した体系！

会社が支出する費用ごとに分類した体系、さらにそれら費用に関わる具体的な質問と簡潔明瞭な回答により、問題の解決が素早くできます。

会社の税務処理の決定版！

ポイントとなる事項をキーワードとして解説し、さらに損金経理時の留意事項などについて、具体的なアドバイスを掲載していますので、実践的なマニュアルとしてご活用いただけます。

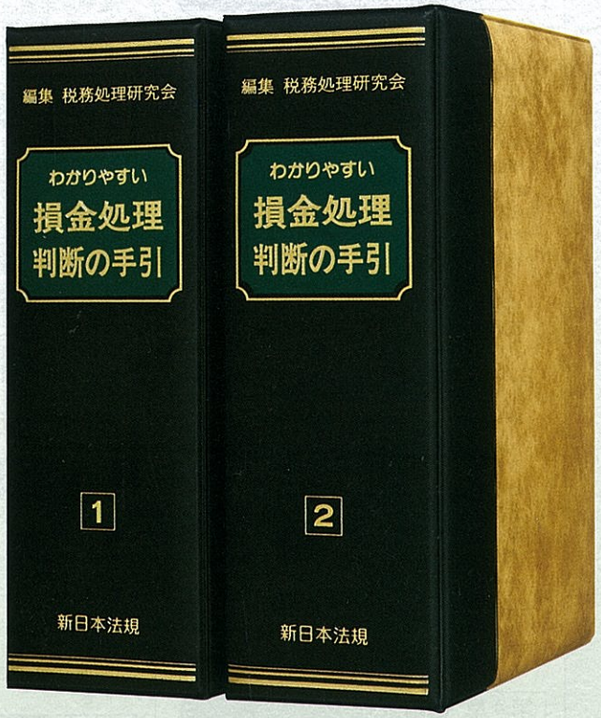

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,778頁
定価11,000円（本体10,000円）送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）

0120-089-339　受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
WEBサイト　https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail　eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
公式Facebookページ　法律出版社ならではの情報を発信

掲載内容

第１章　損金処理における判断の基礎知識

○株主総会で承認されていない決算書類で申告したとき
○故障した車の修理を発注したとき
○申告調整の段階で減価償却費を損金としたとき
○貸倒れが確定した翌年度で損金処理したとき
○翌期に支払うことが確定している寄附金を未払計上したとき
○消耗品費処理した少額資産等の償却費を計上したいとき
○連結納税制度　など

第２章　売上原価等

第１　費用および損失の計算に関する通則

○売上原価等が確定していないとき
○予備調査として仮設計費用等が発生したとき
○木造の現場事務所等の取得に要した金額が未成工事支出金勘定に含まれているとき
○金属造りの移動性仮設建物を保有しているとき
○技術役務の提供を行っているとき　など

第２　原価差額

○原価差額を調整するとき
○貸方原価差額を申告調整するとき

第３章　給与等

○期末に未払賞与を計上するとき
○役員の子弟に対して使用人給与を支給するとき
○出向先法人が給与負担金を支出するとき
○出向者に係る給与負担金の報酬と賞与の区分をするとき
○出向者に対して給与の較差補てんをするとき
○出向先法人が退職給与の負担金を支出するとき
○企業再編により臨時に支出する退職金　など

第４章　役員給与

第１　役員の判定

○退任した取締役を相談役に就任させたとき（非同族会社の場合）
○代表者の妻を使用人として雇用しているとき（同族会社の場合）

第２　役員給与

○定期同額給与を支給したとき
○事前確定届出給与を支給したとき
○利益連動給与を支給したとき
○特殊支配同族会社の役員に給与を支給したとき
○不相当に高額な役員給与を支給したとき
○仮装経理等により役員給与を支給したとき　など

第３　賞　与

○使用人の賞与と同時期に使用人兼務役員に賞与を支払うとき
○特定の月だけ増額支給したとき
○執行役員に対して給与を支給したとき　など

第４　退職金

○株主総会の決議前に退職金を支給したとき
○未払金を取り崩して退職金を支給したとき
○株主総会の決議後、翌事業年度に支給したとき
○役員退職金を仮払経理したとき
○役員退職金を分割支給したとき
○執行役員に就任する役員に対して役員退職慰労金を支給するとき
○使用人兼務役員に退職金を支払ったとき　など

第５章　福利厚生費

○従業員に食事代を補助したとき
○創立10周年記念品を支給したとき
○従業員に祝い金を支給するとき
○従業員の死亡弔慰金を支払ったとき
○社内忘年会を実施したとき
○福利厚生施設利用時に一部補助したとき
○社内健康診断を実施したとき
○自社製品を従業員に対して値引販売したとき　など

第６章　販売関係費

第１　販売奨励金

○販売会社に対してリベートを支払うとき
○セールスマンに対してコンテスト賞金を支払うとき

第２　売上割戻し

○売上割戻しの計算についてあらかじめ相手方に明示されていないとき
○景品付き販売を行ったとき
○売上割戻しを物品で行うとき
○金品引換券の交付によるとき　など

第３　情報提供料等

○業者に対して情報提供料を支払ったとき
○業者以外の者に対して紹介料等を支払ったとき

第７章　広告宣伝費

○卸売業者が小売業者を抽選で旅行に招待するとき
○一般消費者を抽選で旅行に招待するとき
○消費者に対してモニター費用を支払うとき
○ホームページを開設・更新したとき
○展示会に得意先を招待したとき
○工場見学に要する費用の支出があったとき　など

第８章　旅費・交通費・海外渡航費

第１　旅　費

○概算旅費の仮払金を精算しないとき
○得意先招待旅行に随行する社員の旅費を支出したとき
○転勤に伴って家族が移動するとき

第２　交通費

○非課税限度額を超える通勤手当を支給するとき

第３　海外渡航費

○支度金を海外渡航のつど、支給するとき
○旅費規程で支給された旅費を使用しなかったとき
○業務上必要な海外渡航と観光旅行を併せて行ったとき（1）(2)
○得意先等の企画主催した海外視察旅行に参加したとき（1）(2)
○観光目的の団体旅行に参加したとき　など

第９章　会費・入会金等

○同業者団体等に加入したとき
○同業者団体に支払う特別分担金
○販売会社等の親睦会のために負担した会費
○所属する同業者団体の収支決算書に多額の剰余金が生じているとき
○同業者団体の本部会館建設のための特別会費を支出したとき
○政党寄附のための特別会費を支出したとき
○災害見舞金に充てるために同業者団体等へ分担金等を拠出したとき　など

第10章　会議費

○会議費として処理するとき
○隣接費用と会議費との区分
○会議で飲食をしたとき
○商談や打合せで茶菓等を出したとき
○会議としての実体の判定
○通常会議をホテル等で行うとき　など

第11章　寄附金

○市の承認を要する土地の譲渡
○借地を無償で返還したとき
○国内の災害等に際して地方公共団体に支出する義捐金
○役員と関係の深い代議士のパーティ券を購入したとき
○事業関係者に対して資産を低廉譲渡したとき
○清算中の子会社の仕入債務を肩代わりしたとき
○法人が認定NPO法人に対して寄附を行ったとき　など

第12章　保険料等

○役員を被保険者とする養老保険に加入したとき
○借入金により一時払養老保険料を支払ったとき
○役員および使用人を被保険者とする定期保険に加入したとき
○受取人を法人とする定期付養老保険に加入したとき
○法人契約のガン保険・医療保険の保険料を会社が支払ったとき
○受取人を法人とする終身保険に加入したとき
○役員または従業員が負担すべき損害保険料を会社が負担した場合　など

第13章　交際費等

第１　交際費等

○法令により交際費から除かれるもの
○その他交際費から除かれるもの
○下請従業員を福利厚生のための運動会に参加させたとき
○取引先へ物品を贈答したとき
○マンションの建設に際して工事対策費を支出したとき
○祭礼等に際して金品費用を奉納したとき　など

第２　使途秘匿金

○支出した交際費等を仮払金として処理したとき
○使途秘匿金と費途不明の交際費等の相違区分
○追加課税の対象とならないとき
○子会社等を通じて使途秘匿金を支出したとき　など

第14章　修繕費・除却損

第１　修繕費

○資本的支出と修繕費との区分の考え方
○資本的支出と修繕費の例示
○周期の短い改良費用を支出したとき
○１つの修理等に要した費用の支払が２事業年度にまたがるとき
○リースを利用している機械装置について修繕・改良を行ったとき
○集中生産のために機械設備を移設したとき
○建物を解体移築したとき
○社屋を建て替えたとき　など

第２　除却損失等

○固定資産の改造に伴い既存設備を除却するとき
○現有する事務所建物が今後使用見込みがなくなったとき
○専用金型の対象となる製品が生産中止となったとき
○有姿除却と取壊し費用の発生が見込まれるとき
○総合償却資産を一部除却するとき
○少額減価償却資産等の除却価額
○廃棄物処分業者に委託するパソコンの除却損の計上時期　など

第15章　貸倒損失

○貸付金の実質的な回収不能が明らかになったとき
○法律上債権が消滅したとき
○連絡のとれない取引先に対し債権放棄通知をしたとき
○賃貸料未納の賃借人が所在不明になったとき
○債権者集会の結果、貸倒処理することとなったとき　など

第16章　為替換算差損

○初めて外貨建債権債務を取得したとき
○外貨建取引に為替予約を付したとき
○包括予約がある場合の収益費用を換算するとき
○外貨預金に為替予約を付したとき
○為替相場が著しく変動したとき　など

第17章　減価償却

第１　減価償却資産

○書画骨とうを購入したとき
○工業所有権を取得したとき
○固定資産の値引き

第２　償却限度額

○償却限度額を計算するとき
○定額法を定率法に変更したとき
○平成10年４月１日以後に新規建物を取得したとき　など

第３　耐用年数の判定

○建物と建物附属設備を区分するとき
○中古資産の耐用年数を簡便法で算定するとき
○高層ビルを区分所有したとき　など

第４　償却の特例

○耐用年数の短縮ができるとき
○増加償却の特例を受けるとき
○LAN設備の償却計算等について　など

第５　少額または使用可能期間が１年未満の減価償却資産

○少額の減価償却資産として判定されるとき
○消費税により少額の減価償却資産の判定が変わるとき
○使用可能期間が１年未満のとき　など

第18章　特別償却・割増償却

○特別償却の適用を受ける機械を購入したとき
○租税特別措置法上の圧縮記帳を適用するとき
○法人税法上の圧縮記帳を適用するとき
○事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用
○繰越特別償却不足額がある場合の償却限度額
○情報基盤強化設備を取得した場合の特別償却または特別控除　など

第18章の２　圧縮記帳

○国庫補助金等の交付を受けその事業年度に圧縮記帳する場合
○資産の滅失等に係る保険差益の圧縮記帳

第19章　繰延資産の償却

○建物の賃借時に支出した保証金が一部返還されないとき
○公共下水道に係る受益者負担金の分割納付するとき
○社債発行差金を償却するとき
○リース資産の据付け費用（20万円未満）を負担したとき　など

第20章　損害賠償金・租税公課・罰金

第１　損害賠償金

○法人が使用人の損金賠償金を支出したとき
○自動車による人身事故の損害賠償金の一部を内払したとき

第２　租税公課

○未納付の固定資産税を未払費用として計上したとき
○事業所税が製造費用に含まれているとき
○土地の取得に際して固定資産税を支出したとき
○自動車の取得に際して自動車取得税等を支出したとき
○外形標準課税で税金を納めるとき　など

第３　罰　金

○法人が使用人の違法駐車に係る交通反則金を支出したとき
○交通反則金共済へ会費等を支払ったとき

第21章　財務費用

第１　借入金による資産運用

○借入金をもとに外貨預金に預入れしたとき
○借入金でストリップ債（元本）を取得したとき

第２　デリバティブ取引

○インパクトローンの費用を処理するとき
○債券店頭オプションを購入したとき
○金利スワップの取扱い
○外貨建社債の発行に伴い通貨スワップを締結したとき
○他社株転換社債を購入した場合　など

第３　社債費用

○社債を発行したとき
○私募債を買入償還した場合の社債発行差金を処理するとき

第22章　資産の評価損

第１　たな卸資産

○購入したたな卸資産について低価法評価損を計上できるとき
○製造等に係るたな卸資産に低価法評価損を計上できるとき
○新機種の発売により従来の機種が著しく陳腐化したとき
○Ｂ級品の見切り販売をしているときの評価損を計上するとき

第２　有価証券

○売買目的有価証券の評価損益を計上するとき
○売買目的外の上場有価証券等の評価損が計上できる場合
○時価法による評価損益を計上するとき
○有価証券を区分するとき
○売買目的有価証券の時価　など

第３　固定資産

○生産設備の事業供用が著しく遅延しているとき
○一部生産設備が遊休化したとき
○特定資産に係る譲渡損失額　など

第４　繰延資産

○繰延資産の対象としている資産が損壊したとき
○試験研究費に含まれる人件費の範囲
○特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金

第５　リース取引

○ファイナンスリース取引の処理

第23章　引当金・準備金

第１　貸倒引当金

○一括評価金銭債権の額を計算するとき
○売掛債権等に該当しない債権
○貸倒実績率による繰入限度額を計算するとき
○得意先の振り出した手形が不渡りになったとき
○長期棚上げがあったとき
○債務超過の状態が相当期間継続しているとき　など

第２　退職給与引当金

○平成14年４月１日以降の事業年度における退職給与引当金

第23章の２　連結納税

○連結子会社株式を譲渡したときの取扱い
○連結納税における特別償却
○連結法人の貸倒引当金
○連結納税における圧縮記帳
○連結法人の交際費
○連結法人の使途秘匿金　など

第24章　国際税務

○海外子会社から外国源泉税を差し引かれてロイヤリティを受けたとき（直接外国税額納付）
○海外子会社から配当を受けたとき（間接外国税額納付）
○外国人社員に帰国費用を支給したとき
○海外勤務者の妻の語学研修費用を負担したとき　など

第25章　その他

○社外講師に、旅費や昼食等を支給したとき
○研修旅行の全行程の費用の取扱い
○LLPに損失が発生したとき　など

附　則

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。